株式会社JQR (略称:JQR)

(下線部分は変更部分)

2025年10月13日変更	2018年9月19日変更
非認証車等の加速走行騒音試験業務実施要領	非認証車等の加速走行騒音試験業務実施要領
改正 <u>令和7年 11月1日</u>	改正 <u>平成30年 10月1日</u>
株式会社JQR	株式会社JQR
制定 平成23年 12月 1日	制定 平成23年12月 1日
変更 平成24年 2月25日	変更 平成24年 2月25日
変更 平成26年 4月11日	変更 平成26年 4月11日
変更 平成30年 9月19日	変更 平成30年 9月19日
<u>変更 令和 7年 10月13日</u>	
1. (略)	1. (略)
2. (略)	2. (略)
3. (略)	3. (略)
4. 騒音試験の種類	4. 騒音試験の種類
JQRは、次に掲げる種類の業務を行うこととする。	JQRは、次に掲げる種類の業務を行うこととする。
(1) JQRが試験を行って別添1に示す加速走行騒音の基準への適合を確認する業務	(1) JQRが、 <mark>細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」による</mark> 試験を行って別添1に示す加速走行騒音の基準への 適合を確認する業務
(2) 試験依頼者が自ら試験を行う際に立会って別添1に示す加速走行騒音の基準への適合を確認する業務	(2) 試験依頼者が自ら試験を行う際に立会って別添 1 <u>の1</u> に示す加速走行騒音の基準値への適合を確認する業務
(削除)	(3) 試験依頼者が自ら試験を行う際に立会って別添 1 の2 . に示す加速走行騒音の基準値への適合を確認する業務
(3) 依頼書及び添付書面により、確認を受けた自動車及び消音器と同一型式のものの加速走行騒音試験結果成績表 (以下「試験成績表」という。)を発行する業務	(4) 依頼書及び添付書面により、確認を受けた自動車及び消音器と同一型式のものの加速走行騒音試験結果成績表 (第4号様式、以下「試験成績表」という。)を発行する業務
(4) 試験成績表を再発行する業務	(5) 試験成績表を再発行する業務
(5) 騒音防止性能確認標章を再発行する業務(試験成績表発行後に騒音防止性能確認標章を発行する業務を含む。)	(6) 騒音防止確認標章を再発行する業務(試験成績表発行後に騒音防止性能確認標章を発行する業務を含む。)
なお、 $(1)\sim {\color{red} (4)}$ の業務であって、試験依頼者が求めた場合には、騒音防止性能確認標章を発行する業務を併せて	なお、(1) ~ (5) の業務であって、試験依頼者が求めた場合には、騒音防止性能確認標章を発行する業務を併せて

行う。

- 5. 騒音試験業務実施の基本方針
- (1) 4.の(1)~(5)の業務(以下「騒音試験業務」という。)は、試験依頼者から提出された非認証車等の加速走行騒音 試験依頼書(第1号様式)及び添付書面(以下「試験依頼書等」という。)に基づいて、車両法及び同法に基づく命令、 告示、審査事務規程、並びにこれらに係る通達によるほか、この実施要領に基づき、公正かつ適確に実施するものとす る。
- (2) (略)
- 6. 立会いによる騒音試験業務

4.(2)の業務は、試験依頼者が8.(3)の測定方法に基づいた試験を行うことができると認められる場合に実施することとす る。この場合において、試験依頼者は、7.(1)に定める予約手続きを行う際に、4.(2)の業務を希望する旨並びに試験を行 う場所及び試験に用いる設備(計測機器)をJQRに申し出なければならない。

- 7. 試験依頼の受付及び騒音試験日程並びに手数料等
- (1) ~ (4) (略)
- 8. 騒音試験の実施

JQRは、次により騒音試験を実施する。

- (1) 騒音試験のうち4.(1)による場合の試験自動車の搬入時及び実施当日は、試験依頼者又は自動車整備担当者が 立ち会うこととする。
- (2) 騒音試験のうち4.(2)による場合の実施当日は、JQRの担当者が立ち会うこととする。
- (3) 加速走行騒音の測定については、別添1 第1 号に基づき(検査対象外軽自動車等にあっては、これに準じて)実施 する。なお、試験自動車の試験時重量については、実測その他適切な方法により確認するものとする。
- (4) ~ (6) (略)
- 9.~10. (略)
- 11. 騒音試験の延期

天候、天災その他やむ得ない理由により実施が困難となったときは、騒音試験業務を延期する場合がある。

- (1) (略)
- (2) 騒音試験のうち 4.(2)による場合には、試験依頼者はJQRに対してその旨を連絡し、騒音試験の実施予定日並びに | (2) 騒音試験のうち 4.(2)及び 4.(3)による場合には、試験依頼者はJQRに対してその旨を連絡し、騒音試験の実施予定

行う。

- 5. 騒音試験業務実施の基本方針
- (1) 4.の(1)~(6)の業務(以下「騒音試験業務」という。)は、試験依頼者から提出された非認証車等の加速走行騒音 試験依頼書(第1号様式)及び添付書面(以下「試験依頼書等」という。)に基づいて、車両法及び同法に基づく命令、 告示、審査事務規程、並びにこれらに係る通達によるほか、この実施要領に基づき、公正かつ適確に実施するものとす
- (2) (略)
- 6. 立会いによる騒音試験業務

4.(2)及び4.(3)の業務は、試験依頼者が8.(3)の測定方法に基づいた試験及び協定規則第51号第3改定版補足改 訂版に基づく加速走行騒音試験を行うことができると認められる場合に実施することとする。この場合において、試験依 頼者は7.(1)に定める予約手続きを行う際に、4.(2) 及び4.(3)の業務を希望する旨をJQRに申し出、8.(3)及び協定規則 第51号第3改定版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験の測定方法に基づいた試験を行う場所並びに試験に用いる 設備(計測機器)を準備できる体制であるかJQRの確認を取らなければならない。

- 7. 試験依頼の受付及び騒音試験日程並びに手数料等
- 1) ~ (4) (略)
- 8. 騒音試験の実施

JQRは、次により騒音試験を実施する。

- (1) 騒音試験のうち4.(1)による場合の試験自動車の搬入時及び実施当日は、試験依頼者又は自動車整備担当者が 立ち会うこととする。但し、騒音試験の場所の都合等の理由で立会いができない場合は、JQRが指定した場所で待機す ることとする。
- (2) 騒音試験のうち 4.(2) 及び 4.(3)による場合の実施当日は、JQRの担当者が立ち会うこととする。
- (3) 加速走行騒音の測定については、細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」及び審査事務規程に定める「加 速走行騒音試験」(TRIAS 30-J040-01)に基づき(検査対象外軽自動車等にあっては、これに準じて)実施する。な お、試験自動車の車両総重量については、実測その他適切な方法により確認するものとする。
- (4) ~ (6) (略)
- 9.~10. (略)
- 11. 騒音試験の延期

天候、天災その他やむ得ない理由により実施が困難となったときは、騒音試験業務を延期する場合がある。

- (1) (略)

実施場所等について協議することとする。この場合において、延期に伴う騒音試験業務手数料(その他の費用)及び 試験自動車の提示に係る費用は試験依頼者が負担することとする。

12. (略)

- 13. 騒音試験の場所
- (1) 騒音試験のうち 4.(1)による場合には、次のいずれかの場所で行うこととする。
 - ① 独立行政法人自動車技術総合機構 交通安全環境研究所自動車試験場第二地区

埼玉県熊谷市上之字諏訪木 2959-22 11

② 藤壺技研工業株式会社 裾野試験場

静岡県裾野市須山 1220-12

③ 堺泉北埠頭株式会社 泉大津フェニックス多目的広場

大阪府泉大津市夕凪町4

に定める試験路と同等であるとJQRが認めた場合に限る。)で行うこととする。

14.~24.

附則(令和7年10月13日 変更)

この実施要領は、令和7年11月1日から実施する。

日並びに実施場所等について協議することとする。この場合において、延期に伴う騒音試験業務手数料(その他の費 用)及び試験自動車の提示に係る費用は試験依頼者が負担することとする。

12. (略)

- 13. 騒音試験の場所
- (1) 騒音試験のうち 4.(1)による場合には、次のいずれかの場所で行うこととする。
 - ① 藤壺技研工業株式会社 裾野試験場

静岡県裾野市須山 1220-12

② 一般財団法人 泉佐野みどり推進機構 泉大津フェニックス多目的広場

大阪府泉大津市夕凪町 4

(2) 騒音試験のうち 4.(2)による場合には、6.により申し出のあった場所(細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」 (2) 騒音試験のうち 4.(2) 及び 4.(3)による場合には、6.により申し出のあった場所(細目告示別添 40「加速走行騒音の 測定方法」に定める試験路と同等であるとJQRが認めた場合に限る。)で行うこととする。

14.~24.

附則 (平成30年9月19日 変更)

この実施要領は、平成30年10月1日から施行する。

別添 1 加速走行騒音の試験方法及び基準

(加速走行騒音の試験方法)

- 1. 適用する基準に応じ、以下のいずれかの方法及び審査事務規程 別添 1 試験規定 (TRIAS) により試験を行う。
- (1) 保安基準の細目を定める告示(細目告示)別添 40「加速走行騒音の測定方法」
- (2) 協定規則第51号(指定自動車等及び二輪自動車又は原動機付自転車を除く。)

(加速走行騒音の基準)

2. 前号の試験方法による測定結果が、以下の基準を満たすことを確認する。

(1) 細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」により試験を行った自動車 次の表の試験自動車の種別に応じた加速走行騒音の基準値を超えないことを確認する。

表

試験自動車の種	別	加速走行騒音の 基準値(dB)
普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人 以下の自動車及び二輪自動車(側車付 二輪自動車を含む。)を除く。)	車両総重量が 3.5t 以下のもの	82
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以	車両の後部に原動機を 有するもの	82
下の普通自動車、小型自動車及び軽自 動車(二輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を 有するもの以外のもの	82

(2) 協定規則第51号の規定により試験を行った自動車

協定規則第51号の技術的な要件(同規則第3改訂版の規則6.2.2に限る。)に適合することを確認する。

別添1 加速走行騒音の基準値

(新設)

(加速走行騒音の基準値)

1. 実施要領 4.(1)又は(2)の細目告示別添 40「加速走行騒音の測定方法」による測定結果により、加速走行騒音をdBで表した値が、次の表の試験自動車の種別に応じた加速走行騒音の基準値を超えないことを確認する。

表

試験自動車の種	別	加速走行騒音の 基準値(dB)
普通自動車、小型自動車及び軽自動車 (専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人 以下の自動車及び二輪自動車(側車付 二輪自動車を含む。)を除く。)	車両総重量が 3.5t 以下のもの	82
専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以	車両の後部に原動機を 有するもの	82
下の普通自動車、小型自動車及び軽自 動車(二輪自動車を除く。)	車両の後部に原動機を 有するもの以外のもの	82
小型自動車及び軽自動車(二輪自動車に	<u>限る。)</u>	<u>82</u>
第一種原動機付自転車		<u>79</u>
第二種原動機付自転車		<u>79</u>

2. 実施要領 4.(3)の協定規則第 51 号第 3 改定版補足改訂版に基づく加速走行騒音試験測定結果により、協定規則第 51 号の技術的な要件(同規則第3改訂版補足第2改訂版の規則 6.2.2.(同規則に規定するフェーズ2に係る要件に限る。)に定める基準に適合することを確認する。

別添2 騒音試験の手数料

(騒音試験の手数料)

1. 実施要領第 4.に掲げる業務の種類別に、表 1 に記載する額を手数料として定める。なお、JQRの担当者が実施要 領 4.の(1)から(3)の業務のために出張するときは、第 2号に定めるその他費用(旅費、手当、宿泊費、移動時間の労務費 及び機材輸送費)を別途加算することとする。また、これら以外に必要な費用が生じる場合には、別途協議することとする。

表 1

衣 1				
業務の種類	試験自動車 1 台当たり	の手数料(税込み)	(1) ~ (4) の業務に併せて性能確認標章の発行を希((1) ~ (4) の手数料+1,1	望する場合の手数料
	別添 1 第 1 号の試験	険の方法	別添 1 第 1 号の試験	験の方法
	<u>(1)</u>	<u>(2)</u>	<u>(1)</u>	<u>(2)</u>
(1)	<u>143,000 円</u>	<u>330,000 円</u>	<u>144,100 円</u>	<u>331,100 円</u>
(2)	<u>55,000 円</u>	88,000 円	<u>56,100 円</u>	<u>89,100 円</u>
(3)	<u>7,700</u>	円	<u>8,800 円</u>	
(4)	<u>5,500</u>	円	<u>6,600 円</u>	
(5)	<u>6,600</u>	円		

上記(2)の立会(出張)試験の際は、テストコースならびに試験機材一式は、必ず試験依頼者側にて用意すること。

算し、業務終了後に請求することとする。

(その他の費用の単価)

2. その他費用の単価は、次の表 2 のとおりとする。

表 2

項目	<u>単価(税込み)</u>
<u>旅費 (a)</u>	<u>実費</u>
移動手当(60~120km 未満)	990円
移動手当(120~200km 未満)	1,650円
<u>移動手当(200km 以上)</u>	3,300円
<u>宿泊手当(1 泊当9)</u>	<u>4,950 円</u>
宿泊料(1 泊当9)	12,100円
<u>移動時間(b)の労務費(1 時間当り)</u>	10,000円
機材輸送費	<u>実費</u>

別添2 騒音試験の手数料

(騒音試験の手数料)

1. 実施要領第 4.に掲げる業務の種類別に、表 1 に記載する額を手数料として定める。なお、JQRの担当者が確認のた めに出張するときは、第2号に定めるその他費用(旅費、日当、宿泊費、及び機材輸送費)を別途加算することとする。 また、これら以外に必要な費用が生じる場合は、別途協議することとする。

表 1

業務の種類	手数料(消費税を除く。)
(1)	85,000円
(2)	<u>43,000円</u>
(3)	160,000円
(4)	7,000円
(5)	<u>6,000円</u>
(6)	1,000円

上記(2)及び(3)の立会(出張)試験の際は、テストコースならびに試験機材一式は、試験依頼者側にてご用意ください。 注)なお、JQRの担当者が確認のため移動する場合、表1の料金のほか、第2号表2に定める費用の追加額を別途計 注)なお、JQRの担当者が確認のため移動する場合、表1の料金のほか、第2号表2に定める費用の追加額を別途計

(その他の費用の単価)

2. その他費用の単価は、次の表 2 のとおりとする。

算し、業務終了後にご請求いたします。

表 2

<u>項目</u>	費用(消費税を除く)
移動費 (**)	実費
日当(性能等確認業務を行う事務所から 120km以上	1 日当たり 1,500円
200 k m 未満)	
日当(性能等確認業務を行う事務所から 200km以上の	1 日当たり 3,000 円
国内地)	
宿泊費 (国内) ^{注)}	1 宿泊当たり 10,000円
機材輸送費	実費

- (※) 起点を、鉄道の場合は小田急小田原線 本厚木駅、車移動の場合は東名高速 厚木 [C と し、合理的な通 常の経路及び方法により計算することとする。ここでいう合理的とは、金額、距離、時間、安全性を総合的 に勘案したものをいう。また、新幹線(のぞみを含む)、特別急行列車及び普通急行列車は、当該列車を片 道 100 km以上乗車する場合に使用することとし、<mark>当社営業</mark>車にての移動は、燃料代(**@15 円**/k m)及び 道路通行料とする。
- 注)天候等の状況及び試験開始時間の関係で、前日宿泊又は当日宿泊とする場合がある。

(a) 旅費:起点を、鉄道の場合は小田急小田原線 本厚木駅、車移動の場合は東名高速 厚木ICとし、合理的な通常の経路及び方法により計算することとする。ここでいう合理的とは、金額、距離、時間、安全等を総合的に勘案したものをいう。また、新幹線、特別急行列車は、当該列車を片道100km以上乗車する場合に使用することとし、車にての移動の場合は、燃料代(@17円/km)及び道路通行料とする。	
注)天候等の状況及び試験開始時間の関係で、前日宿泊又は当日宿泊とする場合がある。	
(b) 移動時間: JQRと性能等確認を行う場所の往復に要する時間のことであり、上記(a) 項と同様に計算することとする。	
第1号様式(非認証車等の加速走行騒音試験依頼書)	第1号様式(非認証車等の加速走行騒音試験依頼書)
(略)	(略)
第2号様式(試験自動車の諸元表)	第 2 号様式(試験自動車の諸元表)
(略)	(略)
第 3 号様式(試験自動車変更届)	第 3 号様式(試験自動車変更届)
(略)	(略)
第 4 号様式 <u>-1</u> (加速走行騒音試験成績表)	第 4 号様式(加速走行騒音試験成績表)
表(略)	表(略)

第 4 号様式-2(市街地加速走行騒音試験成績表)

第4号様式-2(市街地加速走行騒音試験結果成績表)

(1/X)

JAPAN QUALITY REGISTRATION

第 HN123456-A 号 発行日: YYYY/MM/DD

自動車騒音試験結果成績表(協定規則第51号)

黔

株式会社 J Q R 性能等確認事務所

自動車車名・型式_ 自動車車台番号(又はシリアル番号)_ 自動車通関証明書証明番号_No. (税関) 試験自動車車台番号(又はシリアル番号)_

標記試験自動車について実施した加速走行騒音試験の結果は別添のとおりです。

騒音防止性能確認標章確認番号: ANT-JQR-123456

※ この成績表の内容は、提出された飲料のみの試験結果を示すものです。また、この成績表の内容を訂正、改ざんしたものは無効です。なお、成績表の内容を広告物等に無断で掲載したり、内容を引用することは禁止します。

This report may be used for vehicle compliance confirmation; therefore, it is recommended that you store it together with your vehicle inspection certificate and other vehicle registration documents. The description on this test report is the test results for only the samples you offered. All the description on the report which have been revised or altered are invalid. It is prohibited to put any contents of the report on the advertisements etc, whitout our approval or to quote them on any documents of yours.

※本成績表は、自動車の基準適合性確認の際に使用することがありますので、自動車検査証等と一緒に保管することをおすすめします。

新設

		節 第 HN123456-7	A 号 (a / X)
enterpresent an enterpresent	験結果成績表(協定規則第51号		
試験 年月日 年 月 日	試験機関 4	k式会社 JQR 性能等確認事務所	<u>fi</u>
②試験場所	(ISO 10844準拠 or 直線平均	山舗装路)	
◎試験自動車			
東名・型式(類別) ·	車両カテゴリ(騒音カテコ	9)	
東台番号	東西総重量		kg
原動機型式	原動機搭載位置		
原動機最高出力 🗤	/min モーター最高出力		k#
変速機の種類 前進	及 変速機のタイプ 機械式 8	住工式 電気式 その他	
減速比	消音器の個数・内蔵触媒の	0有無 •	
車両重量	kg タイヤの呼び(空気圧)	TOTAL VALUE	kPa_
試験自動車重量	kg	後輪 /	kPa
PMR	試験時の車両長さ又は基準	算長さ	<u> </u>
◎試験成績			
運転中の自動車の騒音		排気管の付近での騒音の測定	
加速・定連・最終結果 (曲)	2010年117日 規制値	排気管の付近での騒音の	測定
加速テスト結果 Lwot	試験路によ る影響を考 建した値	測定回転数(min·)	A.C.
定速テスト結果 Lers	應した値 (dB)	測定值(dB)	—
最終テスト結果 Lurban		モード名	—
3000		5 15	
運転中の自動車の騒音	変速段重み付け係数は	部分加速係数kp	<u></u>
多照加速度	子備加速 子備加速長	ž(i) m (i+1)	
awot_ref n/s	速度 (VAA')	(i) km/h (i+1)	km/h
上限 下限	使用変速段	(i) 段 (i+1)	段
is the local date.			
目標加速度	<u>暗騒音</u>		
Surban n/s'	(dB)		
○試験機器	自動記録装	T .	
車連測定装置	in manufacture.		
○試験条件 天候	Ĺ(ô)	風速	m/s
	(Æ hPa	湿度	%
30 71			
種類(排除)() () ()	
経音防止装置 (個数) (製作者名	0 15		$\overline{}$
秋 [-4-4		2	
◎储 考			
※1. NALTEC様ご指示文書(過回転防止装置搭載	(東)		
※2. 当該車両は、排気管の付近での騒音の測定	Committee of the second control of the secon	ないため未実施	
8			
©			 9

(150 10844 体親 or 直線平均舗装路) (150 10844 体親 or 直線平均高路	(Indicate)														
東台番号 東西カテゴリ(騒音カテゴリ) 東西カテゴリ(騒音カテゴリ) 東西カテゴリ(騒音カテゴリ) 東西カテゴリ(騒音カテゴリ) 東西カテゴリ(騒音カテゴリ) 東西カテゴリ(騒音カテゴリ) 東西カテゴリ(騒音カテゴリ) 東西カテゴリ(騒音カテゴリ) 東西カテゴリ(騒音カテゴリ) 東京の大きさ(祖B) 東京の大きな(祖B)	A SEC. LIVE IN	1		年	月	В									
東京・型式(類別)	内联册 历	î					- 35	(ISO 100	844準拠	or 直	- 東平坦	諸装路):		
PMR 車両カテゴリ(騒音カテゴリ) 本語の大きには 本部の 本語の	此聯白鄉	i i													
加速テスト 一下名 NOEMAL 指定速度 km/h 使用変速設(i) (j+1) Mic回数 Micondo Mi	車名・	型式([18]				500	東台書	号						
加速争件: モード名 NORMAL 指定速度 km/h 使用変速段(i) (j+1) AA', BB'及CPP' における速度/エンゲンの回転数 加速度 騒音の大きさ(dB) (km/h) (原動機	型式			_ P	MR		車両力	ナテゴリ	(騒音力	テゴリ)			
加速争件: モード名 NORMAL 指定速度 km/h 使用変速段(i) (j+1) AA', BB'及CPP' における速度/エンゲンの回転数 加速度 騒音の大きさ(dB) (km/h) (
AA', BB' 及びPP' における速度 km/h 使用変速段(i) (i+1) AA', BB' 及びPP' における速度/エンゲンの回転数 加速度 服音の大きさ(dB) 暗騒音補正量 I (km/h) (km/h) (km/h) (min*) (min*) AA'-BB' PP'-BB' 左 右 左 右 L* A 左 右 L* A 左 右 L* A 左 右 L* A 左 右 左 A 左 A 左 A 左 A 左 A 左 A 左 A 左 A 左 A	1000	(0)													
AA'、BB'及UPP'における速度/エンゲンの回転数 加速度 騒音の大きさ(dB) VAA' VPP' VBB' (km/h) (min*) (min*) (min*) 1			15 U.A	1000	PMAT .	its straining	1	L par	田奈油の	W/:V		12	+11		
(i) (km/h) (km/h) (km/h) (min*) (m	例是常	т.	100	10.11	0.00000	- V3 - D - F - V3 V			100			3.6%		しきき(出	3)
1	測定	回数									-		_	_	
注析の平均	« J	1	(km/h)	(km/h)	(km/h)	(min*)	(min*)	(mins)	W,-BB,	PP' -88'	Æ	At .	Æ	有	Lwo
注	(i)														
注												3 3		\vdash	
1 2 3 4 4 5 5 5 5 5 5 5 5	走行の														
注:	0 1	_		1		1 1	1		8 8		8 1	1 7	1		
本行の平均	(i+1)													\Box	
定連子スト 測定条件: モード名 NORMAL 指定速度 km/h 使用変速段(i) (i+1) AA'、BB'及びPP'における速度/エジソの回転数 W音の大きさ(団) (km/h) (km/h) (km/h) (min*) (min*) (min*) 左 右 左 右 Lers(i) Lers(i+1) 1 2 3 4 表行の平均 2	etcess,	_										-		1	
測定条件: モード名 NORMAL 指定速度 km/h 使用変速段(i) (i+1) AA'、BB'及びPP'における速度/エジ'ンの回転数 一般音楽技工会 Lcrs(i) (km/h) (km/h) (km/h) (min*) (min*) (min*) 左 右 左 右 上crs(i+1) (i) 2 3 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5	走行の		- 9	3							9 -	8 8			
測定条件: モード名 NORMAL 指定速度 km/h 使用変速段(i) (i+1) AA'、BB'及びPP'における速度/エジ'ンの回転数 一般音楽技工会 Lcrs(i) (km/h) (km/h) (km/h) (min*) (min*) (min*) 左 右 左 右 上crs(i+1) (i) 2 3 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5		200				30 0			.0				30	100	300
AA'、BB' 及びPP' における速度/エジ'ンの回転数 額音の大きさ(団) 測定回数	V-1870	Dec. 15													
割定回数	測定条	件:					Carlo Carlo Carlo	U-1	用変速				5.50		65
(km/h) (km/h) (km/h) (min*) (min*) 左 右 左 右 左 右 Lcrs(i+1)	Welstei								30d c				_	/:>	
1	06 AL	ALC: NO.	100000000000	00 C 3K 3 CO	0.000000	UV-20-20-20-	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					-	+		
(i) 3 4 ±行の平均					J. 10			200		119		8 1		11997	
3 4 走行の平均	(i)										8 1		+		
走行の平均							6	6			100		f		
1	走行の			1		1	1		2 3		§ 1				
	- 150														
(i+1) 2 3	(i+1)		- 8	3							2		1		
4													İ		
走行の平均	走行の	平均		3		1 3	1 2		10 10		ŷ i	i i			
	排布等	o)H=	での軽され	測定											
		平均	-and +-	and other											
	排気管	の付近	での騒音の	測定											

測定条件: 使用モード 過回転防止装置(有・無) 参考 測定回数 目標エンジン 回転数(min') 調定エンジン 回転数 調定値 左 最終 右 1 Pass 左 右	
側定回数 目標エンジン 回転数 (min*) 側定エンジン 回転数 左 機定エンジン 右 機定 右	最終
	結果信
4 1 1 1 1 1	
2 Pass	
3 Pass	
連続して測定した平均値	
3	

◎僧 考

※必要に応じて写真ページは増やす場合あり 粉束の束を及び形式。	第 HN123456-A 号 (a / X)	
動車の車名及び型式: 付資料(車両外観及び装置装着状況 b/X)		
写真 1 車両外観 (前南)	写真 2 車両外観(側面)	
写真 3 東西外観 (後面)	写真4 エンジン外観	
写真 5 消音器外観①	写真 6 消音器外観②	
写真 7 消音器外觀③	写真 8 消音器表示	
11.11 11.11 11.11	The state of the s	

第5号様式~第6号様式 (略)	第5号様式~第6号様式 (略)